

〔別 紙〕

樣式 1

事 業 報 告 書

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人三十会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後)

(2) 事務所の所在地 岡山県倉敷市浅原400番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和45年 4月20日

(4) 設立登記年月日 昭和45年 5月 4日

(5) 役員及び評議員

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	倉敷神経科病院	岡山県倉敷市浅原400番地	一般病床 床 療養病床 床 〔医療保険 床〕 〔介護保険 床〕 精神病床 180床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所			一般病床 床 療養病床 床 〔医療保険 床〕 〔介護保険 床〕
介護老人保健施設			入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を〔 〕書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和2年 5月27日 令和1年度決算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式2

法人名 医療法人 三十会
所在地 倉敷市浅原400

※医療法人整理番号 00058

財 产 目 錄
(令和4年3月31日現在)

1. 資 産 領	1,093,808 千円
2. 負 債 領	176,793 千円
3. 純 資 産 領	917,015 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	437,422
B 固定資産	656,386
C 資産合計	(A+B) 1,093,808
D 負債合計	176,793
E 純資産	(C-D) 917,015

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人 三十会
所在地 倉敷市浅原400

※医療法人整理番号 50058

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	437,422	I 流動負債	128,331
現金及び預金	232,191	支払手形	
事業未収金	99,517	買掛金	5,595
有価証券	94,686	短期借入金	
たな卸資産	6,537	未払金	90,345
前渡金	2,549	未払費用	
前払費用	68	未払法人税等	141
繰延税金資産		未払消費税等	
その他の流動資産	1,874	繰延税金負債	
II 固定資産	655,419	前受金	
1 有形固定資産	603,437	預り金	32,163
建物	410,450	前受収益	
構築物	2,517	仮受金	87
医療用器械備品	1,967	その他の流動負債	
その他の器械備品	57,052	II 固定負債	48,462
車両及び船舶		医療機関債	
土地	131,451	長期借入金	4,981
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	1,774	○○引当金	
2 無形固定資産		その他の固定負債	43,481
借地権		負債合計	176,793
ソフトウェア	930	純資産の部	
その他の無形固定資産	844	科 目	金額
3 その他の資産	50,208	I 資本金	10,000
有価証券		II 資本剰余金	
長期貸付金		III 利益剰余金	907,015
役職員等長期貸付金		別途積立金	2,000
長期前払費用	24	繰越利益剰余金	905,015
繰延税金資産		IV 評価・換算差額等	
その他の固定資産	50,184	その他有価証券評価差額金	
4 繰延資産	967	繰延ヘッジ損益	
繰延資産	967	純資産合計	917,015
資産合計	1,093,808	負債・純資産合計	1,093,808

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式4-1

法人名 医療法人 三十会
所在地 倉敷市浅原400

※医療法人整理番号 00058

損 益 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	653,092
2 事業費用	
(1)事業費	83,734
(2)本部費	630,003
本来業務事業損失	60,645
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
収益業務事業利益	
事業損失	60,645
II 事業外収益	
受取利息	4
その他の事業外収益	25,918
III 事業外費用	
支払利息	42
その他の事業外費用	5
経常損失	34,770
IV 特別利益	
固定資産売却益	
その他の特別利益	
V 特別損失	
固定資産除却損	
その他の特別損失	
税引前当期純損失	34,770
法人税・住民税及び事業税	551
法人税等調整額	
当期純損失	35,321

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 三十会
理事長 森定 ゆみ 殿

私は、医療法人三十会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 5月25日
医療法人 三十会

監事 中川 滋子